**視覚障がい者への外出支援（タクシー利用）について**

**１　守口市視覚障がい者外出支援充実強化事業とは**

視覚障がいのある高齢の方への外出機会拡充を図ることを目的に、タクシーの利用料金の一部を支援（大阪タクシー協会が発行する大阪タクシー共通乗車券（以下「タクシー利用券」といいます。）を交付）します。

**２　この事業の対象となる方**

申請日において、下記の要件を全て満たす方が対象です。

・　ご年齢が65歳以上の方

・　身体障がい者手帳をお持ちの方で、視覚障がいの等級が単独で１級又は２級の方

・　守口市民の方（守口市にお住まいで、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により守口市の住民基本台帳に記録されている方）

　　※守口市にお住まいであっても、守口市民でない方（他市の住民基本台帳に記録されている方）は対象外となります。

　　※総合等級が１級又は２級でも視覚障がいの等級が３級以下の方は対象外です。

**３　交付する利用券の額**

　タクシー利用券　5,000円分（500円券×10枚）

　　※大阪タクシー共通乗車券運営協議会加盟のタクシーに共通して

利用できます。

　　　加盟しているタクシー会社は、大阪タクシー協会HP（右　二次元コード）で検索できます。

　　※大阪府下交通圏において利用が可能であり、区域外運送のタクシー（他府県で営業しているタクシー）では、利用できません。

　※タクシー利用券には、使用期限はありません。

※未使用のタクシー利用券を現金に交換はいたしません。

　※お釣りが出ます。

　※本事業によって交付したタクシー利用券には、点字シール（守口市役所と記載しています。）をタクシー券の上部に貼付しています。

※本事業によって交付したタクシー利用券は、身体障がい者手帳に代わり、身体障がい者であることを証明することはできません。タクシーの利用料金の割引制度を使用されたい場合は、別途身体障がい者手帳が必要となります。なお、割引制度の有無は、乗車されたタクシーによって異なりますので、ご留意ください。

**４　申請の仕方**

次の書類を記入、添付のうえ、守口市障がい福祉課にご提出ください。

　・守口市視覚障がい者外出支援タクシー利用券交付申請書

　・身体障がい者手帳の写し

　※郵送での提出も受け付けます。

**５　交付の仕方**

　申請書を受付した後、対象者であるか確認を行い、後日、郵送にて交付します。

**！注意！**

　　郵送時に不在の場合は集配郵便局へ持ち帰られ、不在票が投函されます。

**必ず、保管期間内に再配達の手続きをとっていただくか、集配郵便局へ受け取りに行ってください。**

　※申出月の翌月末頃に、簡易書留で郵送します。

　※申し出た方が対象となる要件を満たしていない場合は、視覚障がい者外出支援タクシー利用券不交付決定通知書により通知します。

**6　譲渡（転売）の禁止**

　交付したタクシー利用券は、他人に譲渡（転売）しないでください。

　※市では、交付するタクシー利用券に印字されている通し番号を記録しています。

**7　交付決定の取消し**

　　タクシー利用券の交付決定を受けた方が以下に該当する場合、交付決定を取り消し、未使用のタクシー券の回収及び既に使用したタクシー利用券相当額の返還を求めます。

（１）偽りその他不正の手段により、タクシー利用券の交付を受けたとき。

（２）対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

（３）守口市視覚障害者外出支援充実強化事業実施要綱（令和6年4月1日制定）に違反したとき。

（４）その他不適当と認められる事実が判明したとき。

**8　その他**

　タクシー利用券は金券のため、紛失、滅失等、いかなる理由があっても再発行することはできません。

［問い合わせ先］

守口市　健康福祉部　障がい福祉課

　〒570-8666

守口市京阪本通２－５－５

TEL：06-6992-1630

FAX：06-6991-2494

E-mail：Mori\_shougai@city-moriguchi-osaka.jp